サンプル●公正証書遺言

平成25年第302号 正本 遺言公正証書 本職は、平成25年9月10日、遺言者近代義信の嘱託により証人 現代 証人 古代 達也の立会 のもと、次のとおり遺言者の口授を筆記して、この証書を作成する。 形式で公正証書遺言で 1条 遺言者は、その所有する次の財産を妻清子に相続させる。 あることを確認 一、土地 所在 東京都中野区中野 地番 205番地 地目 宅地 地積 $2\,0\,0\,{
m m}^{2}$ 記載された相続預金の 一、家屋 情報を確認 所在 東京都中野区中野205番地 家屋番号 205番 種類 居宅 構造 木造瓦葺 2 階建 記載されていない相続預 床面積 1階 87㎡ 2階 87㎡ 合計174㎡ 金が存在する場合、記載 一、東中野信用金庫 東中野支店に所在する下記預金 普通預金 口座番号 1357934 外の財産の承継者を確認 定期預金 口座番号 9753156 2条 遺言者は、上記以外の一切の財産を遺言者の長男拓郎に相続させる。 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、上記長男拓郎を指定する。遺言者は、遺言執行者に 対し預貯金の名義変更、払い戻し及び解約、企他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限 を与える。 本旨外要件 東京都中野区中野205番地 手続きに来店した人と 遺言者 近代 義信 の一致の確認も行う (昭和19年1月9日生) ~中略~ 上記遺言者及び証人に読み聞かせた処各筆記の正確なることを承認し次に署名押印する。 近代 義信 印 現代 進 印 古代 達也 印 この証書は、平成25年9月10日本職役場において、民法第969条第1号ないし第4号の方式に従 い作成し、同条第5号にもとづき、次に署名押印する。 東京都中野区中野●● 公証人の署名押印 東京法務局所属 公証人 中野かの 印 を確認 この正本は公正証書の原本によって作成し、嘱託人 近世美信に交付するものである。 平成25年9月10日本職役場において 東京都中野区中野●●

ない ある近代義信さんの公正証書遺言 (サンプル 今回のケースの場合、 よう留意しまし によると、 ょ 相続預金 遺言者で

預金の名義変更等手続きを行うこ

金融機関は遺言執

が指定されている場合には、

行者以外の とになるので、

申

出に応じることが

さんです。長男である拓郎さんが 遺言執行者として指定されて の受遺者は預金者の妻である清子

については、預金の受遺者ではな

言執行者が行うことになり

相続預金の名義変更等の手続き

-ス&確認書類で学ぶ

執筆: 税理士事務所SBL所長·税理士

■■ 会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所 ■ SBI を関設。企業支援と相続関連業務に強み SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

めに記すの の遺思を遺産分割に反映させるた といった「遺思」がある場合、 定相続人に多く相続させたい ともあります。 分割されることを望んでい 相続人に法定相続分どおりに遺産 産を取得する割合 利がある人(法定相続人)と、 を定めています。 相続人以外の人に遺贈したい 遺言は、 一方で、 被相続人の遺産を取得する権 割 の目安として、 紙に書けば何でもよ が 生前の被相続人が法定 「遺言」です 例えば「特定の法 (法定相続分) 民法で ない

Study 5 「公正証書遺言」で 確認すべきポイント

預金者であるお父様が亡くな り、息子さん(長男)が遺言執 行者として相続手続きに来店さ れました。公正証書遺言を持参 されたのですが、ど

のような点に留意し て手続きを行えばよ いでしょうか。



用されている方式です。 ほか、公正証書遺言が一般的に利 る方式に従わなけ 公正証書遺言は、 前回解説した自筆証書遺言 ればなり ま

取ります。 です。 自署押印したものが原本となり することにより作成します。 ことになりますが、 言者は正本、 えて公証人が筆記し、 遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝 原本は公証役場に保管され 証人および公証人が自署押 遺言者本人が保有す 謄本を1部ずつ受け 仮に紛失した それに遺言 Ź

続が発生した場合の遺産分

要な検認が不要です。 公正証書遺言は、 自筆証書遺 自 筆証

という

ものではなく、

民法に定め

どが挙げられます。 場合には公証役場にて再発行でき 書遺言による相続手続きの際に必 の費用がかかること、 きる点はメリットといえます るためより安全に遺言の執行 人と2人の証人に知られることな 他方、 デメリットは作成に一定 内容を公証 が

証人に作成してもらう遺言のこと 証人2人の立会い 公証役場で公 いのもと、 σ

とから、 とされているのです。 言は、法律上適法かどうかをチェ 律上の信頼性が担保されているこ 証人が公的に証明してい 思に基づいた内容であることを公 ません。それに対し、 裁判所の検認を受けなければなり 様式を満たしているかどうか家庭 クしたうえで、

来店者との一致を確認遺言執行者の指定や

家庭裁判所の検認は不要

続きを進めることが可能です。 続きを行う権限がある者をいい されていることは少なくありませ 続手続きは煩雑になりがちです に基づいて、 公正証書遺言の中で遺言執行者 提案もあり、 公正証書遺言では、 遺言執行者とは、 遺言執行者が指定されてい 相続人が複数人いる場合、 続人の代表として単独で手 遺産の名義変更等手 遺言執行者が指定 公証人、 遺言の内容 か 相 ま

東京法務局所属

公証人 中野かの

◆公正証書遺言に遺言執行者の 指定がある場合、その人が相 続預金の手続きを行う



●公正証書遺言で 遺言執行者と対 象となる相続預 金を確認

す る必要が あ ŋ ます。

となる預金が特定できるか、 ば、その受遺者がだれになるのか されていない に存在するかを確認します。 相続預金の記載により、 預金が存在

また、 公正証書遺言につ

記載 実際 対象

V 7 郎さんの印鑑証明書(金融機関に

であることを公正証書遺言と拓

よって異なるが、

発行日より

6

0

<u>0</u>

により

確

認

来店者が遺言執行者である拓郎さ

金融機関の対応としては、

してい

バンクビジネス 2018年9月1日号

ます。

遺言者本人の

公正証書遺

言

ば、

遺言者本人がその責任にお

て作成するものであり、

遺言の